

提供日 2012/11/08
タイトル 景観に配慮した電柱広告のガイドラインの策定
担当 交通基盤部 都市局都市計画課
連絡先 景観行政班
TEL 054-221-3062



景観に配慮した電柱広告のガイドラインが策定されました。

(要旨)

公益社団法人静岡県屋外広告協会は、「静岡県特別規制地域における電柱広告掲出ガイドライン」を策定しました。

(概要)

富士山の世界文化遺産登録に向けた取組や新東名高速道路の開通など、良好な景観形成に対する県民の関心が高まっています。

こうした流れを受け、公益社団法人静岡県屋外広告協会は、世界文化遺産登録を目指す富士山周辺などの景観への配慮が必要な地域に電柱広告を設置するための指針として「静岡県特別規制地域における電柱広告掲出ガイドライン」を策定しました。

特別規制地域には、原則として屋外広告物の表示等ができませんが、県知事の許可を得て例外的に案内図板を表示する場合は、本ガイドラインに基づき景観への配慮が行われることとなります。

特別規制地域 原則として広告物の表示を禁止する地域。一定の基準を満たした自家広告物と案内図板に限り知事の許可を得て表示することができる。

(ガイドラインの特徴)

- 1 静岡県屋外広告協会の電柱部会(県内の電柱広告業者4社)が、共通のルールを定め、地域の景観への配慮を統一的行うこととした。
- 2 周囲の景観に配慮するために、県の許可基準にはない色彩やデザインに係る次のような独自の基準を設けた。
 - (1)「品位あるデザイン」とする基本レイアウトを定めた。
 - (2)掲出範囲を近隣市町村に限定することとした。
 - (3)同一路線やエリアでの同じ広告の掲出数を制限した。
 - (4)簡素で高い視認性と正確で分かりやすいシンプルなデザインとした。
 - (5)看板の地色は白、または彩度3以下の景観に配慮した色彩とした。
 - (6)矢印や文字に派手な赤系統色は使用しないこととした。
 - (7)使用する色数について4色以内を基本とした。
 - (8)写真やQRコードを原則として使用しないこととした。

(問合せ先)

公益社団法人静岡県屋外広告協会 電柱部会 (協会事務局 054-252-5222)

(参考)公益社団法人静岡県屋外広告協会

屋外広告業者の資質向上と健全な発展により、屋外広告物の水準向上を図るとともに、一般県民に対し、屋外広告物に関する知識の普及を図ることなどにより屋外広告物の許可申請を促進し、県行政に協力することを目的に、昭和50年3月31日設立された。

屋外広告物に関する相談事業、違反広告物是正事業、普及啓発事業の他、各専門部会(広告美術展示装置、交通広告、電柱広告、ネオン、代理業、鉄道広告、建設)で、広告物の適正化方策等について検討している。

電柱広告部会構成員: 中電興業(株)・東電広告(株)・(株)旭広告社・東海広業(株)